日野町商工会

物価高騰対応・事業者広告宣伝助成金　実施要領

１．目的

ロシアによるウクライナ侵略等により物資の流通悪化等を要因として、物価高騰を招いています。こうした状況を乗り越えるため積極的な経営に取り組む中小企業に対して必要経費の一部を助成することにより、事業者の事業継続を支援するとともに、直面する物価高騰による影響を緩和し経営安定を図ることを目的として、「物価高騰対応・事業者広告宣伝助成金」制度をもって支援する。

２．対象事業者

　日野町商工会地域で事業を営む事業者かつ、中小企業基本法に定められた中小企業

３．助成対象内容

（１）物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組みとする。展示会出展費や、広告宣伝活動の一部を助成し、販売促進活動を促すことで、新規顧客や既存客の販売拡大を図る。

事業例）展示会出展費、消費喚起を目的としたセールを実施する際の装飾経費、その他実施に対する直接経費、新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング費など

※対象外の事例

人件費。広告看板などハードと判断されるもの。慣例的な名刺、年賀状、新聞広告

費用。広告のための消耗品費（プリンターのインク、紙など）、店舗名のみＰＲのもの。本取組に対する振込手数料、□令和7年1月31日までに使い切るものでなければなりません。

４．助成対象期間

令和６年４月１日～令和７年１月３１日

※実施日、請求日、領収日の全てが対象期間内のものが対象となります。

※ただし、予算に達し次第受付終了。該当経費のみで、先着順で決定（審査会）

５．助成金額

上限７万円

補助対象経費の１０分の９（千円未満切捨）

※実際に支払い完了した経費（税抜き）の範囲内で助成します。

　※助成金の交付は、同一の事業者につき、年度内１回限り

６．応募方法

助成を希望される方は、助成金交付申請書(様式１)に下記（１）～（４）を添えて日野町商工会長宛に提出する。

（１）必要経費の明細が記載された請求書等

（２）支出を証明できる書類

（３）実施事業がわかる写真（成果物を含む）、チラシ、パンフレット、情報誌等の実績が確認できるもの

(４）チェックリスト（ＨＰに掲載しています。また、事務所にてご記入も出来ます）

※補助要項はＨＰに掲載していますので、ご確認下さい。

【受付期間】令和６年４月１日～令和７年１月３１日

【受付場所】日野町商工会

７．採択方法

①.応募申込書等による書類審査を実施後、商工会長が採択の可否を決定する。

②.申請書類は、先着順に受付し審査会で決定。予算額に達し次第終了とする。

③.予算額　２２０万円

④.採択者には日野町商工会より決定通知を送付後、指定金融機関の口座へ送金する。

８．助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求める。

①.提出書類に虚偽の記載があったとき

②.助成金交付の条件に違反したとき

③.助成事業の実施について不正行為があったとき

④.法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

９．その他応募に係る注意事項

①.応募された書類等は返却しない。

応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とする。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではない。

②.採択となる場合でも、助成金額を減額する場合がある。

③.同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外とする。

１０．実施の時期

　当実施要領は令和６年４月１日より実施する。